

奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十三号

奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）及び奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書に添付が必要な書類)

第二条 法第三条第二項の届出書には、条例第四条の規定による公表を承諾する旨を記載した書面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(住宅宿泊事業の実施の制限に係る要件等)

第三条 条例第二条の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第十一条第一項の規定による住宅宿泊管理業務の委託がされていること又は同項ただし書に該当すること。

二 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所（当該住宅宿泊管理業務に従事する者が当該届出住宅である家屋、当該届出住宅と同一の建築物内若しくは敷地内にある家屋又は当該届出住宅と隣接している家屋に常駐する場合にあっては、当該家屋を含む。以下同じ。）から当該届出住宅までの距離が片道二キロメートル未満であること。

三 当該営業所又は事務所において二人以上（前号括弧書に規定する場合にあっては、一人以上）の者が同号の住宅宿泊管理業務に常時従事していること。

四 当該営業所又は事務所において二号の届出住宅に係る住宅宿泊管理業務に従事する者及び当該届出住宅の宿泊者が通話をすることができる機器を設置していること。

2 条例第二条第一号の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く）。

以下「学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する保育所(以下「保育所」という。)

3 条例第二条第一号の規則で定める区域は、区域内に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者に係る営業の施設が所在する場合における当該区域とする。

4 条例第二条第一号の規則で定める期間は、次の各号に掲げる施設に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項に規定する公立の学校 同項の規定による休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間

二 前号に掲げる学校以外の学校 当該学校の学則が定める休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間

三 幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園の休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間

四 保育所 当該保育所の休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間

(住宅宿泊管理者から交付される書面の記載事項)

第四条 条例第三条第二項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該住宅宿泊管理者の営業所又は事務所の所在地及びその緊急時の電話番号その他の連絡先

二 当該営業所又は事務所において住宅宿泊管理業務を実施するための人員その他の体制(前号の住宅宿泊管理者が住宅宿泊管理業務の再委託を行う場合における再委託先の人員その他の体制を含む。)の概要

三 その他知事が必要と認める事項
(知事が公表する事項)

第五条 条例第四条第四号の規則で定める事項は、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者又は住宅宿泊仲介業者が法第二条第

八項各号に掲げる行為をするに際して行う広告に記載されている事項のうち知事が必要と認める事項とする。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。